

# 資料1

## 第6回 FISIM 検討のポイント

### [1] 前回の議論を踏まえて

#### 1. (日銀産出額推計)「日銀納付金」の扱いの確認等

(1) 従来の帰属利子方式では帰属利子の計算に含めていた日本銀行(中央銀行)は、FISIM 対象機関から外されている(第2回で経緯を紹介)。FISIM 推計の対象からはずれた日本銀行(S121 中央銀行)は、コスト積み上げ方式により生産額が推計されることとなっていたので、前回委員会で事務局案を検討していただいた。「日銀納付金」の性格を確認することが宿題とされた。

#### (2) 前回の提案

- ① 「コスト積み上げ方式」による生産額の推計は、SNA ではひろく「政府サービス生産者の生産額」の推計に用いられているのでこれを参考とした。しかし、以下の二点に関して判断が必要であった。
- ② 損益計算書での経常費用項目には「オペレーションに伴う損失」とみなせる項目が「売現先利息」、国債売却償還損」等複数存在していたが、これらは「経常的な経費ではない」ため、経費項目とはせず、ここでの試算には入れていない。
- ③ 通常のコスト積み上げ方式は、「営業余剰をゼロ」とみなせる場合に生産額の推計に用いる。前回、当初は日銀の営業余剰をゼロとみなして生産額を計算しようとしたところ、営業余剰が0(ゼロ)である一方で剰余金処分項目である「日銀納付金」と「配当金」の支払い項目金額をそのまま支出することとなれば、営業余剰がマイナス状態となってしまうことを避ける必要があるとして、これらの支払い後の営業余剰が「ゼロ」となるように処理した。

#### (3) 確認結果と「産出額」推計方式の新提案

- ④ しかし、コスト積み上げ方式で日銀の産出額を計算するとき、コストでない「日銀納付金」を加算することはルール違反との指摘があった。現行の SNA 推計では日銀納付金を「直接税」としている。
- ⑤ 「財政独占」(93SNA-7.49、添付資料 2-2)への格付けの可能性を探ったが、93SNA が想定するケースでないと考えられるので、間接税扱いも無理と考えた。
- ⑥ 日銀産出額についての修正推計方法案。

産出額の計算に「日銀納付金」を加算しないとすると、営業余剰はゼロとなる。しかし、所得支出勘定での日銀納付金の支払は所得の第2次分配勘定での所得・富とう

に係る経常税の支払となり、財源は第1次所得の配分勘定の営業余剰と受け取り財産所得であるので、営業余剰がゼロでもかまわない。

## 2. FISIM 試算値の修正

- (1) 一部基礎データの差し替えがあったことと、邦銀・海外支店に関するデータをより適切なものとしたこと等により変わっている。その結果、90年の参照利子率が運用利子率を上回る状態となった。

資料A表は再計算をした結果表(1980年度～2003年度)となっている。前回配布していた試算値がB表で、今回と前回との差額がC表となっている。(なお、前回も今回同様、私募債は証書形式を除いて、試算には含めていない。)

- ① 1991年度以降、参照利子率は運用・調達利子率の間にあるが、1980～91年については、参照利子率(EU準拠方式)が運用利子率を上回る状況となっているが、ここでは機械的に計算している。

・・・以下は、資料4-1で説明されている。・・・

### [2] 課題への対応方針について

#### 1. FISIM 推計の基本的方向 (資料4-1)

- (1) (今後の委員会の議論を経た上で)当面は参考試算値としての公表とならざるをえないこと。

#### 2. FISIM 推計の基本的方向 (資料4-1)

##### (1) (考え方1) 基本的な考え方

- ① EU推計方法に準拠するとは言っても、EUの推計方法にも課題があると認識。

##### (2) 考え方2 中央銀行の産出額とその消費先(配分)

- ① 中央銀行はFISIMの対象とはならない。EUでは中央銀行を金融システムの監督者と位置づけている。
- ② 産出額はコスト積み上げ方式により求める。通常、コスト積み上げ方式は「営業余剰」をゼロと見なす「政府」や「対家計民間非営利団体」の産出額の推計方法。現行SNAでは日銀を「産業扱い」している。
- ③ 生産額の配分先は全額金融仲介機関の中間消費。←「金融システムの監督者」として[EU]

##### (3) 考え方3 政府系貸出機関と金融機関との関係。

- (4) 考え方4 FISIMの対象商品は日本の実情に合わせた対応。必ずしもEUに沿うものではない。

- (5) 考え方5 EUインターバンクレート参照利子率はできるだけリスクプレミアムを排除したものと見なす。

- (5-c) 考え方 5-c ①今回の「80年代での参照利子率」の提案は、91年を境とする2系

列の参照利子率となっている。規制があったこと等が理由。② 2つの参照利子率の採用であり、一貫方式ではない。③EU準拠方式を優先させて91年で単純平均方式とリンクさせる方式とリンクさせずにそのまま置く並列方式について。

(6) 考え方6 マイナスのFISIMへの対応。ここでは「表章項目」でのマイナスを回避する方式。

(7) 考え方7 配分補助系列の採用優先度は①FISIM的額。②利子額。③残高。

(8) 考え方8 輸出入は、都銀の国際業務利子率等の組み合わせ方式。

(9) 考え方9 実質化は、輸入に関する残高デフレーターの優先度。

①BISの構成比で通貨各国GDPデフレーターを加重平均。②わが国の輸入デフレーター

(以上)